

平成 25 年兵庫県立大学大学院シミュレーション学研究科規程第 17 号
シミュレーション学研究科研究倫理委員会規程

(趣旨)

第 1 条 シミュレーション学研究科で行われる人を対象とする研究（以下「研究」という。）について、兵庫県立大学研究倫理指針、ヘルシンキ宣言及び国の策定する倫理指針に沿った倫理的配慮を図ることを目的として、シミュレーション学研究科研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究における倫理のあり方にかかる基本的事項についての調査、審議に関すること。
- (2) シミュレーション学研究科の教員、学生が実施する人を対象とする研究（他機関から依頼されたものを含む。）の倫理上の審査に関すること。

(申請)

第 3 条 前条第 2 号の審査にかかる申請は、研究を行うシミュレーション学研究科教員が行う。大学院学生、客員研究員等の場合は、指導教員が行う。なお、共同研究の場合には、研究責任者が代表して申請する。

(審査)

第 4 条 委員会は、前条の申請及びシミュレーション学研究科長（以下「研究科長」という。）の委員会への諮問に基づき審査を行う。ただし、研究科長または委員会が必要と認めるときは、申請のない場合でも審査の対象とすることができる。

(組織)

第 5 条 委員会は、教授会の意見を聴いた上で、シミュレーション学研究科長が選出した委員 3 名以上をもって組織する。なお、必要に応じて研究科外の有識者 1 名を加えることができる。

(任期)

第 6 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(委員長)

第 7 条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 8 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 審査対象となる研究に関わる委員は出席させないものとし、その数は構成委員から除く。

5 委員会が必要と認めた場合は、研究責任者または第三者を出席させ、申請の内容についての

説明または意見を聴くことができる。

6 委員会の議事については、記録を作成し、保存するものとする。

(公表)

第9条 前条第6項の記録は、委員会が特に必要であると認めるときは、公表することができる。

この場合においては、プライバシー保護に十分留意するほか、審議記録のうち申請のあった研究に係る部分については、その研究責任者の同意を得るものとする。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日一部改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。